令和５年３月２９日

令和５年度韓国国際交流財団（Korea Foundation）
フェローシップ募集要項

１．事業概要

韓国国際交流財団は、韓国専門家育成事業の一環として、日本の大学で韓国学を専攻している大学院生に対して奨学金を授与するフェローシッププログラムである。

２．申請資格

人文・社会科学、文化・芸術（自然科学、医学、工学、ＭＢＡ、ロースクール、通訳専攻は対象外）の分野において韓国に関するテーマで研究を行う日本地域の修士・博士課程の学生として、下記要件を満たす必要がある。

・博士學位を持たない者で、2023 年 4 月時点で日本の大学院に在籍（在席予定）する者。
（大韓民国国籍の場合、2023 年 3 月時点で韓国以外の国の永住権保持者）

３．選抜予定人数

45 名以内

４．支給期間

１年（2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日）

５．支給額

１）修士課程：￥700,000/年
２）博士課程：￥1,200,000/年

６．事業日程

●申請期間：2023 年 3 月 15 日（水）～4 月 25 日（火）18：00（韓国時間基準）
※提出書類中④推薦書は 2023 年 4 月 28 日（金）18：00（韓国時間基準）を締切とし、これ以降の提出は認めないものとする。
●結果発表：2023 年 6 月末（結果は予告なく変更される場合があります）

７．提出書類

１．オンライン申請書　(https://apply.kf.or.kr/)
※事前にサイトでの会員登録が必要です。
２．添付書類（オンライン申請の際に下記書類をアップロードすること）
①～④の書類の詳細は、財団のポータルサイトにて確認すること。
①学業計画書
②成績証明書

③履歴書
④推薦書３部
※外国籍の方のみ※⑤国籍又は永住権証明書類の写し

８．留意事項

・修士課程は最大２年、博士課程は最大４年間奨学支援を受けることができる。
・受給者は学期中、所属大学が所在する国に滞在しなければならない。
・財団のその他フェローシップ、または韓国の他機関が行う奨学金を同時に受給することはできない。
・フェローシップ期間を次年度に延期することはできない。
・受給期間中、休学をする場合は、奨学金支援は受ける事が出来ず、奨学金は返納しなければならない。
・奨学金は次の通り２回に分けて支給される。
１次支給（全体のうち 80%）：最終選抜後、手続き書類の提出及び登録が完了した時点
２次支給（全体のうち 20%）：支援期間終了後、結果報告書の提出及び財団の検討が完了した時点
・受給者の確定連絡については、各所属大学の担当者へメール通知される。
・提出された全ての個人情報は、当プログラムの目的のためにのみ活用され、申請時に個人情報の取扱いについては、同意したものとみなされる。
・2024 年度の申請からは、2023 年下半期に予定されている大学院生奨学支援全世界公募を通して、運営される見込みであるため、地域を日本に限定した公募は今回迄とする。

９．受給者の義務

１）報告書の提出
受給者はフェローシップ終了後１か月以内に個別の学業成果に関する報告書を財団所定の書式で作成し、提出しなければならない。

２）成果報告
学位取得後は、修士論文または博士論文を財団に提出する。また、今後の研究成果、主な活動内容、学会での活動成果などを財団に報告する必要がある。
※財団はフェローシップ終了日から３年間、年１回ずつ研究成果をモニタリングを実施する。フェローシップ受給者が成果報告の義務を履行しない場合、今後財団から支援を受けられなくなる可能性がある。

３）KF 東京事務所の行事に参加
KF 東京事務所では毎年、財団から支援を受けた方を対象にワークショップを行っている。奨学金を受給した学生は、日本国内で開かれるワークショップへの参加する事が望ましい。（旅費支援可能）

１０．問い合わせ先

- フェローシップ関連(韓国語/英語対応) : scholarship@kf.or.kr
- フェローシップ関連(日本語対応): kftokyo@kf.or.kr (KF Tokyo Office)
- 申請システムの利用/エラーなど: tech-support@kf.or.kr

※お問い合わせはすべて電子メールのみになります。